

2023年9月20日

各位

株式会社オウケイウェイヴ  
代表取締役社長 杉浦 元  
(コード番号：3808 名証ネクスト)  
問い合わせ先 経営管理担当執行役員 櫻井 英哉  
電話番号 03-6823-4306

## (開示事項の経過) 株主による議決権付与等差止仮処分命令申立 却下決定に関するお知らせ

当社は、2023年9月14日付「株主による議決権付与差止仮処分命令申立てに関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、株主（以下、「申立人」という）より、基準日後に第三者割当により新株式を取得した株主に対する議決権付与（以下、「本件議決権付与」という）に関し、議決権行使禁止等仮処分命令申立て（以下「本申立て」といいます。）を受けておりましたが本日、東京地方裁判所は、本申立てを却下する旨の決定（以下、「本却下決定」という）を行い、当社は決定書を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社は、2023年9月5日付「株主による議決権行使禁止等仮処分命令申立てに関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、同株主より、本申立てとは別に、当社の第21回新株予約権を2023年7月1日から同年9月1日までの間に行使した当社株主に対する議決権付与に関し、議決権行使禁止等仮処分命令申立てを受けており、9月14日付「(開示事項の経過) 株主による議決権行使禁止等仮処分命令申立却下決定に関するお知らせ」でお知らせしました通り、当社の主張が認められ却下の決定がされていますが、9月15日付「(開示事項の経過) 株主による議決権行使禁止等仮処分命令申立ての却下に対する株主からの即時抗告に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、即時抗告がされています。

### 記

#### 1. 本却下決定に至った経緯

2023年9月14日付「株主による議決権付与差止仮処分命令申立てに関するお知らせ」にてお知らせのとおり、当社は現在、経営再建の途上であり、特設注意市場銘柄の指定解除に向け内部管理体制の改善、債務超過解消による上場廃止懸念を解消することが喫緊の課題であります。しかし、2023年5月30日付「第三者割当による新株式の発行（現物出資（デット・エクイティ・スワップ））に関するお知らせ」（以下、「前回DES」という）でお知らせした前回DESが否決される可能性が高まったため、2023年8月28日付「第三者割当による新株式の発行（現物出資（デット・エクイティ・スワップ））に関するお知らせ」（以下、「本第三者割当」または「本件株式発行」という）でお知らせしましたとおり、本第三者割当により、借入金の圧縮と資本の増強を行うことについて決議し、2023年9月13日付「第三者割当による新株式の発行（現物出資（デット・エクイティ・スワップ））に係る払込完了に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、本第三者割当を実施いたしました。

本第三者割当の実施にあたり、割当先からの要望を受け、割当先に対して基準日後の議決権付与を行うことについても合意しております。これは、有利発行となる前回 DES から本第三者割当の変更は、当社の逼迫した財務状態を勘案すると必要不可欠なものであるものの、割当先にとっては一方的に不利な変更であることから、本第三者割当の実現にあたり、割当先の要望に応じて、割当先に基準日後の議決権付与を行うことは経営判断として合理的であると判断したことによるものであります。

しかしながら申立人は、本件議決権付与は、必要性・合理的理由があったとはいえ、現経営陣の支配権の維持を目的として行われたものであり、また、本件議決権付与がなされた状況で行われる取締役選任議案の決議は、著しく不公正なものであって、取消の対象となると主張して、当社に対して本申立てを行ってまいりました。

これに対し、東京地方裁判所は、(1) 本件株式発行による当社の各株主への持分比率への影響及びそれによる取締役選任議案の議決への影響（の可能性）を考慮しても、本件議決権付与を伴う本件株式発行はその主要な目的が資金調達等にあると認められ、現経営陣の支配権維持を主要な目的とする「著しく不公正な方法」による新株発行に当たるといえることはできないとし、本件株式発行と本件議決権付与は一体的にされたものであるから、本件議決権付与も含めて資金調達等を主要な目的とするものであったというべきであるとしました。さらに、(2) 会社法第 124 条第 4 項の規定の趣旨に照らせば、基準日の制度が専ら会社の事務手続上の便宜を考慮して設けられたものであり、会社において事務手続上の煩雑さをいとわず、基準日後に株式を取得した者に議決権の行使を認めるならば、それを妨げないと解され、基準日後にされた新株発行によって新たに株主となった者に議決権の行使を認めることは、同項に違反するものではないし、議決権付与に係る会社の裁量を逸脱したとして違法とされるものではないとしました。また、(3) 本件議決権付与は資金調達を主要な目的として行われたものであるから、本件議決権付与がなされた状況で行われる取締役選任議案の決議は、著しく不公正なものであって取消の対象となるとする申立人の主張は、上記 (1) (2) の理由からその前提を欠くとして、本申立てを却下する旨の決定を行いました。

## 2. 本申立てをした株主の概要

- |               |                                           |
|---------------|-------------------------------------------|
| (1) 名称        | 公益財団法人こどもの未来創造基金                          |
| (2) 住所        | 東京都渋谷区神南 1 丁目 13-3 ARK神南 2D               |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表理事 佐藤悠大                                 |
| (4) 所有株式数     | 2,984,000 (持株比率 8.20%) (2023 年 9 月 1 日時点) |

## 3. 本却下決定を行った裁判所及び年月日

- (1) 本却下決定を行った裁判所  
東京地方裁判所
- (2) 本却下決定があった年月日  
2023 年 9 月 20 日

## 4. 本却下決定の内容

- (1) 本申立てをいずれも却下する
- (2) 申立費用は、申立人の負担とする

## 5. 今後の見通し

本却下決定につきましては、裁判所より公正かつ妥当な判断がなされたと考えております。しかし、今後、株主から、本却下決定に対して即時抗告等が行われる可能性もあり、現段階では、当社の業績に与える影響はないものと判断しておりますが、今後、裁判の進捗に伴い、開示すべき事項が発生した場合は速やかにお知らせいたします。

以 上